公益社団法人全日本トラック協会

別添１

表　彰　規　程

（表彰の目的）

第１条　この規程は、本会の運営ならびにトラック運送事業及び利用運送事業の健全な発展に寄与すると共に、当該事業の社会的地位の向上に貢献した者の功績を讃え表彰することを目的とする。

（表彰者）

第２条　この規程に定める表彰は、公益社団法人全日本トラック協会会長（以下「会長」という。）の名により行う。

（表彰の種類）

第３条　表彰の種類は次のとおりとする。

一　感謝状

二　表彰状

２　表彰には賞金あるいは副賞を附与することができる。

３　感謝状は次の者に贈呈する。

一　トラック運送事業及び利用運送事業の役員

二　事業者団体（会員）の役員

４　表彰状は次の者に贈呈する。

一　トラック運送事業の運転者及びその他の従業員並びに利用運送事業の従業員

二　事業者団体（会員）の職員

（被表彰者の選考基準）

第４条　被表彰者は次の基準により選考するものとする。

一　トラック運送事業及び利用運送事業の役員として２０年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な満５０歳以上の者

二　事業者団体の役員として１５年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な満５０歳以上の者

三　トラック運送事業の運転者及びその他の従業員並びに利用運送事業の従業員で次に掲げる者

イ　危難をかえりみず職責を遂行し、または重大事故を未然に防止し、その功績が顕著な者

ロ　有益な発明、考案、改良または研究を行い運送業務に著しい貢献をした者

ハ　運転者として３０年以上勤務し、成績優秀な者

四　事業者団体の職員として２０年以上その業務に精励し、当該事業の発展に著しく寄与し、その功績が顕著な者

（被表彰者の推薦）

第５条　被表彰者の推薦をしようとする第１種普通会員は、毎年１２月末日までに次の書類に順位をつけて会長に推薦する。

一　功績調書（様式第１号）

二　履歴書

三　その他選考の参考となる資料

（被表彰者の選考）

第６条　被表彰者の選考は理事会で行い、表彰する。

（特　例）

第７条　第４条に掲げる選考基準の外、トラック運送事業及び利用運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与したと認められる者があったときは、正会員の申し出により前条の規定にかかわらず、会長はこれを表彰することができる。

附　則

１　この規程は、昭和５４年５月２２日から実施する。

２　この規程は、平成２６年６月４日から実施する。